

取扱区分：「公開」

令和8年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年7月10日(水) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和 8 年第 7 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金） 午前 1 0 時 0 1 分 ～午前 1 0 時 4 7 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 1 9 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	8 番	藤	原	典
9 番	佐	伯	信	治	10 番	高	橋	恵
11 番	秋	貞	啓	子	12 番	藤	井	孝
13 番	山	下	敏	彦	14 番	瀧	山	美
15 番	市	川		進	16 番	有	馬	俊
17 番	兼	重		智	18 番	田	中	榮
19 番	白	石	純	治				作

（2）欠席委員 0 人

（3）事務局職員 4 人

局 長	藤	井	良	明	次 長	原	田	賢	二
次長補佐	神	本	和	典	書 記	東	影	淑	子

（4）関係部署職員 2 人

産業振興部農業振興課 課 長	菅	田	浩	司
産業振興部農業振興課 副 主 任	山	近	麗	子

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第32号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について	2件
議案第33号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第35号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による所有者不明農地の利用権設定に係る農用地利用集積等促進計画の策定の要請について	1件
議案第36号	令和7年度周南市農業委員会事業報告の承認について	1件

第3 報告事項

報告第64号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	11件
報告第65号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	5件
報告第66号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	3件
報告第67号	非農地判断の結果について	18件
報告第68号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	30件
報告第69号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	19件
報告第70号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第71号	現況が農地でないことの証明等について	4件

藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中19人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第7回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

2番・歳光時正委員及び3番・野村邦幸委員にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第32号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

1 ページの議案第32号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち同条第3項に規定する農用地利用計画の変更について農用地区域から除外することの意見を求められたもので1議案2件です。

1件ごとに、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第32号、番号1番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第32号、農用地区域からの除外について、ご説明します。

最初に、番号1番でございますが、本件は、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し宅地にしたいとの申出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

議案第32号番号1番について補足説明いたします。

5月20日に推進委員1名、事務局職員1名、私で現地確認をしました。

同日、譲渡人と譲受人には意思確認をしました。

内容については、事務局からの説明のとおりです。

現況の利用状況は、畑で、野菜や花が植えられていました。

譲渡人と譲受人は親子です。

議長（山下会長）

譲受人は近隣に居住しており、実家の隣接する土地に自己住宅を建設したいとのことです。

必要書類も完備されており、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第32号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号、番号1番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号、番号1番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第32号、番号2番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

続きまして、番号2番でございますが、番号1番の事案と同じく、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、既に植林を行っているため、除外したいとの申出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、除外することについて事前に確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び除外についての意見を申し上げます。

本件は、3月に農地最適化推進委員と事務局職員と私の3人で、申出地に隣接する土地の非農地判断を行なった際に、申出地にクヌギが植栽され、大きく成長しているのを発見したことによる事後処理になります。

4月14日に再度、この3人で現地を確認の上、申出者に直接お会いして農振農用地内の無断転用であることの説明を行いました。

申出者は、農振除外の手続き及び農振除外後の農地法による許可が必要なことを知らずに、相続により申出地を取得したものの、高齢のため農地としての管理ができず、また、事業継承者もいないので、植林して林地として適正に管理するために、令和4年4月にクヌギ100本を植えたとのことで、反省をされていました。

申出地は、既に転用されていますが、区域内の他の農地または施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと認めます。

また、区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはなく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと認めます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

それでは、ただ今の議案第32号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第32号、番号2番は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第32号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

続きまして、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

2ページの議案第33号は、1議案5件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が912平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、栗や柿などの果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

秋貞委員

11番、秋貞です。

議案第33号番号1番について補足説明いたします。

去る6月16日に、推進委員2名、事務局職員1名、私の4人で現地確認をしました。

譲渡人と譲受人には、7月5日に電話で意思確認をしました。

現地は、梅の木が植えられており、カヤが伸びておりましたが、譲受人によると、長い間、譲受人に管理を依頼してきたとのことで

議長（山下会長）

す。

譲渡人は引越しされ、遠隔地に居住されていて、管理が困難であり、今回、農地を譲りたいとのことで、申請書が提出されました。

譲受人はこれまで草刈りでの管理はされてきましたが、今後は、カヤなどを重機でしっかり取り除き、その跡地に柿や栗を植えたいとのことでした。

譲受人は地元の環境整備にも力を入れておられ、高齢になる前にきちんとしておきたいそうです。

調査項目に従って調査しましたが、何ら問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第33号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号1番は、許可と決定いたします。

次の議案第33号、番号2番及び番号3番は、市川委員が当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限により、議事に参加することができません。

市川委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（委員1名退席）

それでは、議案第33号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号 2 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田 1 筆の面積が 636 平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に住んでおり、これまでは農地の管理は母親がしていましたが、高齢で管理が困難になったため、また、ほ場整備事業の計画があり、これを機会に、譲り渡すものです。

譲受人は、規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員に代わって現地調査等を行った林委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

1 番・林 委員

1 番、林です。

議案第 33 号番号 2 番について補足説明いたします。

去る 6 月 24 日に、推進委員 1 名、事務局職員 1 名、私の 3 人で現地確認をしました。

後日、譲渡人と譲受人には電話で意思確認をしました。

現地はきれいに耕されており、適切に管理されておりました。

この田は、ほ場整備事業の計画に入っている土地であります。

譲渡人は、遠方に住んでおり、管理ができないため、この度、ほ場整備事業の計画があるので、これを機会に譲り渡すことにしたそうです。

必要書類も完備されており、調査項目に従って調査しましたが、何ら問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第33号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,138平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、ほ場整備事業の計画があり、これを機会に、譲り渡すものです。

譲受人は、規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員に代わって現地調査等を行った林委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

1番・林 委員

1番、林です。

議案第33号番号3番について補足説明いたします。

去る6月24日に、推進委員1名、事務局職員1名、私の3人で現

議長（山下会長）

地確認をしました。

後日、譲渡人と譲受人には電話で意思確認をしました。

現地は、番号２番と同じく、ほ場整備事業の計画に入っている農地であります。

内容は、番号２番と同じなので省略させていただきます。

必要書類も完備されており、調査項目に従って調査しましたが何ら問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第33号、番号３番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号３番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号３番は、許可と決定いたします。

市川委員は、ご着席ください。

（市川委員着席）

続きまして、議案第33号、番号４番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号４番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑１筆の面積が105平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、規模を拡大するため、譲り受けるものです。

議長（山下会長）

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

10番・高橋委員

10番、高橋です。

議案第33号番号4番について補足説明いたします。

去る6月24日に、推進委員、事務局職員、譲受人とともに現地確認をしました。

譲渡人とは電話で意思確認をしました。

申請地は譲渡人が相続してからは、遠方ということもあり、長期間耕作されておらず、雑草が繁茂していました。

譲受人は唐辛子農家で、耕作・加工販売等も行っており、申請地が近隣ということもあり、購入して規模拡大を図りたいとのことです。

農機具の保有もされております。

必要書類も完備されており、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第33号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号4番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第33号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が928平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、住宅を譲渡した譲受人から要望があったため、譲り渡すものです。

譲受人は、取得した住宅の隣接地で野菜や果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る、6月25日に農地最適化推進委員と事務局職員と私の3人で現地調査を行い、同日、譲渡人と譲受人に電話して、状況の聞き取り及び意思確認を行いました。

申請地は、譲受人が令和6年に譲渡人から購入した家屋の北側と北西側にV字型にくびれた形で隣接しており、家屋と地続きの北側の畑には野菜を栽培されていましたが、少し地面が上がる北西側は2段になっており、草刈りがされた自己保全の状態でした。

譲受人は、1年ほど週2日程度通ってきて譲渡人の耕作の手伝いをしていましたが、農業が楽しくなり独立して耕作する目途がついたので、譲渡人から贈与してもらうことにしたそうです。

取得後は、サツマイモ、タマネギ、トマト、キュウリ等の季節野菜やブルーベリー、レモン等の果樹を栽培するとのことで、草刈機

神本次長補佐

や管理機等の農機具は隣接する家屋に保管されていました。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

それでは、議案第33号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

4ページの議案第34号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市勝間市民センターから北東へ約630メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地にあたる第3種農地に該当します。

譲受人は、動物病院を営む個人で、病院の近隣にある申請地及び雑種地を取得し、一体的に従業員用の駐車場として使用するものです。

申請地は、しばらく耕作しておらず、今後も耕作の予定がないこ

議長（山下会長）

7 番・河内委員

議長（山下会長）

とから譲受人に譲り渡すものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

農地転用後は駐車場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7 番、河内です。

議案第34号番号1 番について補足説明いたします。

6 月24日に推進委員、事務局職員と私で現地確認をしました。

申請者には、翌日、意思確認をしました。

内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地の現況は、遊休農地です。

譲受人は遠方に居住しているため耕作が困難であり、譲受人は動物病院を経営しており、農地購入後は隣接地と合わせて従業員用の駐車場として一体利用したいとのことです。

周辺農地等にも影響はないようにしたいとのことでした。

必要書類も提出されており、調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第34号、番号1 番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号、番号1 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第34号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号、番号2番及び番号3番については、関連しておりますので一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

先に、番号2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市夜市支所から南東へ約650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積425.62平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.50キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作が困難な土地ということで休耕していたところ、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

次に、番号3番についてご説明いたします。

申請地は、周南市夜市支所から南東へ約610メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから15ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

神本次長補佐

借受人は、先の番号 2 番の太陽光発電設備を設置する工事の際に使用する進入用通路がないため、申請地を通路として使用するもので、一時転用の期間は許可後から 1 年間です。

貸付人は、借受人の申し出に応じるため、貸し付けるものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

また、本事案は一時的な転用であることから、太陽光発電設備を設置後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です。

議案第34号番号 2 番及び番号 3 番について補足説明いたします。

去る 6 月 26 日に、推進委員 1 名、事務局職員 2 名、私の 4 人で現地確認をしました。

申請人には後日電話による意思確認をしました。

申請地は、草刈り等はされていましたが、耕作された様子はありませんでした。

申請内容は、事務局からの説明のとおりです。

申請地は、譲渡人が耕作目的で貸し付けていましたが、耕作が困難な土地であるということで、休耕していたところ、譲受人から相談を受け、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は太陽光発電設備を設置する土地を探していたところ、譲渡人の土地が適していたため、譲り受けることにしたとのことです。

譲受人は 6 月 7 日に地元説明会を開催しています。

現地は両側が田ではあるものの水路等もきちんと整備されており、農業上支障があるとは思いませんでした。

議長（山下会長）

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第34号、番号2番及び番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号、番号2番及び番号3番について、採決を行います。

この2件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号、番号2番及び番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による所有者不明農地の利用権設定に係る農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

5ページの議案第35号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地法第41条第4項の規定により山口県農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」といいます。）が利用権を取得した所有者不明農地を借受希望者に貸し付けるに当たっての利用権設定について、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、公社に対し要請することについて、ご審議を求めるものです。

この所有者不明農地については、農地所有者が令和7年1月13日に死亡した後、本農業委員会では、死亡者の法定相続人や近隣住民等からの聞き取り調査により、現所有者が不明であることを確認し、

農地法第32条第3項の規定に基づき所有者不明であることを公示しましたが、公示後2か月以内に所有の申出がなかったため、同法第41条第1項前段の規定により公社にその旨を通知し、公社では、同項後段の規定により県知事に対して裁定を申請したものです。

県知事は、農地法第41条第2項により準用する同法第39条第1項の規定により公社に当該遊休農地の利用権を設定すべき旨の裁定を行い、同法第41条第3項の規定によりその旨を公社に通知するとともに、これを公告し、同条第4項の規定により公社が令和8年6月2日に利用権を取得したものです。

公社からは、令和8年6月4日付けで、本農業委員会宛てに農用地利用集積等促進計画（配分）の素案の送付がありました。

それでは、今回の所有者不明農地の利用権設定に係る農用地利用集積等促進計画（配分）の内容についてご説明いたします。

別紙「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」をご覧ください。

県知事の裁定により利用権を取得した公社が、借受希望者に対し利用権を設定するもので、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、利用権を設定する土地、設定する利用権の種類、内容、期間、賃料等は記載のとおりで、裏面に利用権の設定に係る共通事項が記載されています。

なお、この利用権を設定する土地は地域計画の区域内の農地で、借受希望者は地域の話し合いを経て、目標地図の「農業を担う者」として位置付けられる予定であり、公社が定める取扱要領の要件を満たしています。

要請後のことですが、公社では、今回の要請を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第12項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を策定し、同条第1項の規定により県知事の認可を受けることになります。

県知事は、同条第5項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画の認可をし、同条第7項の規定により公告をし、同条第8号の規定によりこの公告をもって、借受希望者に利用権が設定されることに

議長（山下会長）

なります。

以上でございます。

ただ今の議案第35号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号について、採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号は、原案のとおり所有者不明農地の利用権設定に係る農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公社に対し要請することに決定いたします。

続きまして、議案第36号「令和7年度周南市農業委員会事業報告の承認について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

議案第36号について、ご説明いたします。

5ページの議案第36号は、別紙のとおり、令和7年度周南市農業委員会事業報告書としてまとめましたので、本事業報告を承認することにつきまして、ご審議を求めるものです。

本編は5ページから始まりますが、5ページから8ページには、「1組織運営」として、総会、委員全員協議会、地区協議会、幹事会、広報委員会、農地最適化推進委員候補者評価委員会の開催状況を記載しました。

8ページ及び9ページには、「2農業委員・農地利用最適化推進委員」及び「3事務局体制」を記載しました。

9ページから38ページは「4活動実績」で、（1）農地等の利用の最適化を推進する活動、（2）令和7年度に地域計画を策定した地域での計画策定に向けた協力、（3）地域計画の実現とブラッシュアップ、（4）農地法等関係活動、（5）組織活動、（6）研修活動、（7）情報提供活動、（8）日常活動、（9）その

他の活動の9つの活動に区分して実績を記載しました。

39 ページ及び40 ページには、「5 まとめ」を記載しています。

41 ページから 43 ページは「6 年間活動実績表」で、月別、日別の行事等の活動実績を表としてまとめています。

以上が本編で、45 ページ以降が「資料編」になります。

46 ページから 53 ページが「1 総会の議事」で、議案及び報告の月別の個別件数を表にまとめています。

54 ページから 64 ページが「2 農地法等に基づく処理状況」で、許可処分、届出の受理、証明書の交付等の処理状況を月別に区分して表にまとめています。

66 ページ及び67 ページが「3 用途別転用の状況」で、農地法第4条・第5条、許可・届出等に分け、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

68 ページ及び 69 ページが「4 常設審議委員会の意見聴取」で、農地法第4条・第5条に分け、月別の意見聴取の状況、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

70 ページから 73 ページが「5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況」で、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動項目ごとの活動述べに日数を表にまとめています。

本編、資料編を合わせて全体で「事業報告」としています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の議案第36号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正及び件数・面積等の数字の修正については、会長にご一任を頂きたいと思います。

このことを踏まえ、議案第36号について、採決を行います。

本件は、承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第64号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

6ページから9ページの報告第64号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は11件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第64号を終わります。

続きまして、報告第65号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

10ページ及び11ページの報告第65号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第65号を終わります。

議長（山下会長）

続きまして、報告第66号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

12ページの報告第66号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は、3件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第66号を終わります。

議長（山下会長）

続きまして、報告第67号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

13ページ及び14ページの報告第67号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は18件です。

判断の結果、農地に該当が13筆、10,978.00平方メートル、非農地に該当が5筆、4,012.00平方メートルであると決定しました。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第67号を終わります。

続きまして、報告第68号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

15ページ及び16ページの報告第68号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった30件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第68号を終わります。

続きまして、報告第69号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

17ページ及び18ページの報告第69号は、周南市農業委員会非農地

判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は19件です。

判断の結果、番号15番は農地であると判断し、その他は全て非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第69号を終わります。

続きまして、報告第70号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

19ページの報告第70号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第70号を終わります。

続きまして、報告第71号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

20ページ及び21ページの報告第71号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するかどうかの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は4件です。

非農地判断の結果、番号1番の3筆のうち2筆は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付し、他はすべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第71号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第7回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時47分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年7月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 歳 光 時 正

署名委員 野 村 邦 幸